

表2 院内感染相談窓口質疑応答集（平成18年10月3日現在）
http://www.shizuoka-bk.jp/kansen_qa/kansen_menu2.html

●結核

- ①ツベルクリン反応の2段階法で、2回目をしなければならない人の基準について
- ②結核がはっきりしない時間の肺炎などで、吸引する際の予防策について
- ③採用時のツベルクリン反応で強陽性者が出た場合どうするのか
- ④結核患者が発生した場合の対応について
- ⑤結核で感染性が低い場合の空気感染対策について
- ⑥結核疑いの場合の感染予防策について
- ⑦老人保健施設に入所する方には検査をして受け入れるべきか
- ⑧結核時の廃液採取で注意すること
- ⑨微熱が続いたり、痰が多い患者さんに、喀痰検査や胸部写真はどのくらいで行うのか
- ⑩職員のツベルクリン反応の2段階法実施への考えについて

●MRSA・緑膿菌

- ①気切（気管切開）でMRSAや緑膿菌感染の患者は、マスクをしてディルームに出てよいか
- ②MRSAは常在菌に近い存在だが、どの程度の接触予防策をすればよいか
- ③接触感染策のガウン使用について、体やリネンに付着している菌は対象外か
- ④接触感染と飛沫感染の、菌の動態での予防策について
- ⑤MRSA陽性患者（保菌者）の外来通院時に特別な対応が必要か
- ⑥痰からMRSAが検出されている患者の介護について
- ⑦MRSA保菌者に対する対応について
- ⑧MRSA患者に袖のないエプロンを使用することへの疑問について
- ⑨褥創でMRSAが検出されている方のオムツやガーゼ処理について
- ⑩気切の慢性疾患患者に使用するサクシジョンチューブの取り扱いについて
- ⑪職員は定期的に検査をすべきか
- ⑫バクトランを使用する方法について
- ⑬気切でMRSA感染患者の介助に袖のないエプロン使用について

●インフルエンザ

- ①インフルエンザ感染症で入院を受け入れた場合の対応について
- ②インフルエンザワクチンの予防接種時期について
- ③インフルエンザワクチンの予防接種について
- ④インフルエンザ治療薬の予防投与（病院感染の場合）について

●疥癬

- ①角化型疥癬のガウン使用期間について、また、使用後の処分方法について
- ②疥癬の保菌者の場合、ダニを見つける方法はあるか
- ③疥癬患者入院時の環境整備について
- ④症状が出ていなくても疥癬の治療をすることについて
- ⑤疥癬の既往のある人について

- ⑥疥癬患者の介護の際に使用するエプロンについて
- ⑦疥癬患者の入浴、清拭はどのようにしたらよいか
- ⑧疥癬患者のリネンや衣服の対処について
- ⑨疥癬患者に関わった職員に発疹が出た際、業務はどの程度まで制限するか
- ⑩疥癬になった職員の就業について
- ⑪角化型疥癬と診断された場合の隔離対策について
- ⑫疥癬の患者に対する処置について
- ⑬疥癬患者の入浴、清拭はどのようにしたらよいか

●HBワクチン

- ①HBワクチン接種後の対応について
- ②抗体価が上がらない人への対処について
- ③HBVワクチン接種後の抗体検査について
- ④HBVワクチンに対する低反応時の対処について
- ⑤HBワクチンを何回か接種しても抗体が付かない職員への対応について
- ⑥針刺し（HBV、HIV）の対応について

●下痢性疾患・感染性腸炎

- ①偽膜性大腸炎患者の取り扱いについて
- ②ノロウイルスで特に注意する予防策について
- ③下痢をしたときの食事について

●消毒

- ①ステリハイド使用をやめた場合、洗浄のみで中材に返却してよいか
- ②消毒方法について
- ③洗浄時、水で落としきれない皮脂汚れに使う洗浄剤について
- ④気切孔からの痰の吸引に使用するチューブの消毒・保管について
- ⑤鼻腔・気切部に使用した吸引チューブの取り扱いについて

●廃棄物

- ①廃棄物の分類について

●その他

- ①HCV抗体（+）の患者の唾液が職員の口に入った場合の対応について
- ②白癬症の病院感染が発生した場合の対応について
- ③サーベイランスの実際について
- ④接触予防策におけるマスクの意味について
- ⑤アイソレーションのガウンを使用していることについて
- ⑥手術室での土足、ガウン不要の根拠・考え方について
- ⑦針刺し対策の安全器具の導入について
- ⑧バルンカテテル留置中の「紫色に変色」する原因と対処方法について
- ⑨県西部浜松医療センターで使用している家庭用住居洗剤について

表3 「院内感染相談窓口質疑応答集」
ホームページ月間アクセス数

平成17年		平成18年	
9月	130件	1月	38件
10月	65件	2月	29件
11月	40件	3月	53件
12月	34件	4月	71件
		5月	70件
		6月	65件
		7月	94件
		8月	129件

*平成18年4月以降のアクセス回数は増加している。

の目的は、地域（都道府県単位など）において、「専門家による相談窓口を設置して、医療機関が日常的に相談できる体制を整備すること」「地域の医療機関の専門家などで構成する地域会議を開催して、病院感染対策の支援体制を構築すること」である。静岡県では、社団法人静岡県病院協会が県より委託を受け、①院内感染対策支援委員会の開催、②病院感染対策に関する知識の普及啓発、③相談窓口の設置、を実施している（表1）。

院内感染対策支援委員会の開催

院内感染対策支援委員会では、病院感染対策を専門とする医師や看護師から10人の委員が選任され（静岡県は東西に広がった県であるため、地理的な状況を考慮して、東部3人、中部3人、西部4人が選出された）、静岡県医療室および静岡県病院協会からの委員も含めて、12人体制となった。

当委員会は、感染対策の啓発や相談などの事業や、問題解決についての具体的な助言を行っている。実際、新型インフルエンザ対策については、

静岡県医師会や静岡県へも助言を行っている。

病院感染対策に関する知識の普及啓発—マニュアルとセミナー—

病院感染対策に関する知識の普及啓発は、もつとも重要な対策の一つである。県内すべての医療機関の感染対策が向上するためには、その基本となる情報の提示が必要である。そのためには、すべての医療機関が利用できるマニュアルが必要であると考え、「病院感染予防対策マニュアル」を作成した。このマニュアルには、標準予防策をはじめ、結核対策など、すべての医療機関が熟知しておくべき対策が記載されており、医療機関、医療・福祉関係団体に3,700部が配付された。

しかし、このようなマニュアル配布のみでは、継続的な啓発は困難である。そのため、定期的なセミナーを実施する必要があると考え、「院内感染セミナー」を年1回開催することにした。このようなセミナーを開催する場合には、ターゲットをどこに置くのかということが重要である。大病院や大学病院にはICDやICNが活動しており、適切な感染対策が実施されているが、中小規模病院では十分な感染対策や情報収集が困難である。そのため、「院内感染セミナー」は特に中小規模病院を対象とした。すでに、第1回セミナー（平成17年3月5日開催）、第2回セミナー（平成17年9月24日開催）が開催されているが、いずれも参加定員を大きく上回る申し込みがあったため、平成18年度は各2回ずつ実施とした。このような対応によって、少しでも多くの医療機関が参加できるようにしたい。

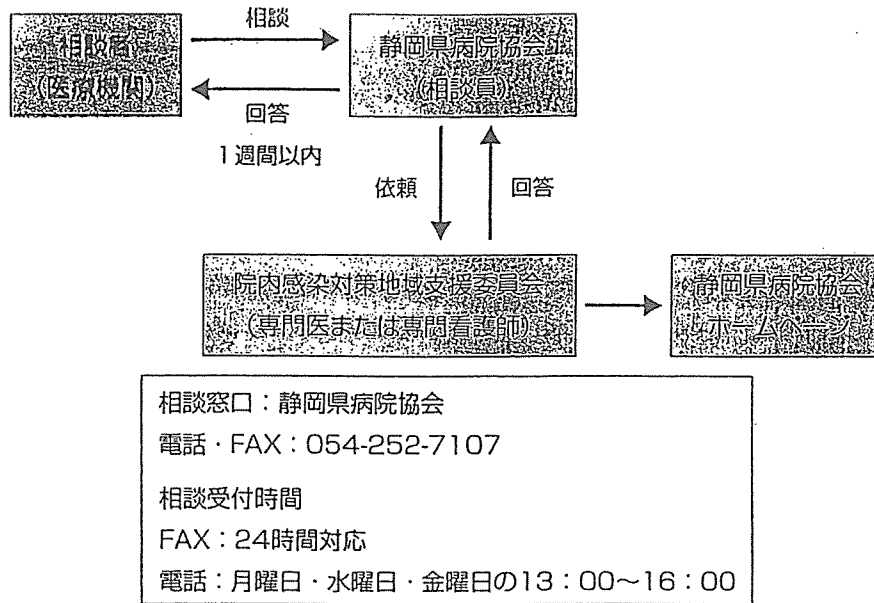
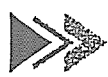


図1 感染対策地域支援相談システムの相談窓口




感染対策地域支援 相談システム

県内の病院にて発生する、感染対策についての疑問を解消し、適切な感染対策を迅速に実践するためには、相談窓口の充実が不可欠である。そのため、相談窓口は、社団法人静岡県病院協会とした。相談受付時間は、電話は月曜日・水曜日・金曜日（祝日を除く）の13～16時、FAXは24時間対応である。相談内容は、図1に示すように、相談窓口の相談員（看護師）を介して専門医に振り分けられるようにした。

この相談窓口の設置に際し、さまざまな質問が寄せられることが予想された。それらはまったく基本的な質問から、高度な感染対策に関する質問

まで、幅広いものになるであろうと推測し、ゆえ、すでに述べたような「病院感染予防対策マニュアル」を配布することによって、各関に基本的な情報を提供すれば、相談窓口度の高い質問を中心に受け付けることができた。

相談窓口が質問を受けた場合には、相談内容を確認し、院内感染対策支援委員会のメンバーに質問を振り分ける。1つの質問して回答者の意見が異なることはあるが、合は「感染対策は状況に合わせて変化させる」という点から、複数の回答をその問者に戻すこととした。質問および回答には、社団法人静岡県病院協会のホームページ（表2、3）より閲覧可能である。

 おわりに

感染症には、ヒトからヒトへと伝播する性格があり、普段健康な人々であっても感染症の脅威にさらされる。その典型がSARSや新型インフルエンザであろう。一つの病院にて感染症が発生した場合には、周囲の病院にまで波及していくので、地域全体における感染対策の向上が必要である。

このように、地域における感染対策の重要性の認識が高まるなかで、「院内感染防止地域支援ネットワーク事業」が始まった。これは県民が安心して医療を受けるためには病院感染対策がきわめて重要であるとした事業である。

病院感染対策は、ICDやICNが勤務している大病院のみならず、中小規模病院でも充実したものでなければならない。地域全体における感染対策が向上しないかぎり、そこに通院・入院する県民の安全は確保されない。

静岡県の「院内感染防止地域支援ネットワーク」は、中小規模病院における感染対策の底上げと、ネットワークを介した各医療施設、行政、病院協会、医師会の連携の向上を目的とした活動を行っている。

文 献

- 1) 社団法人静岡県病院協会ホームページ。
<http://www.shizuoka-bk.jp/>

地域ネット ワーク の構築

<静岡県・県地域支援ネットワーク>

静岡県地域支援ネットワーク について

矢野 邦夫 (Kunio YANO)

県西部浜松医療センター 感染症科
静岡県院内感染地域支援委員会
社団法人静岡県病院協会

【要約】感染症は一つの病院にとどまることはなく、病院から病院へ、町から町へと拡散してゆく。実際、多剤耐性緑膿菌のような耐性菌は病院のみならず、地域全体を汚染してしまう。そのため、「院内感染対策」は一つの病院のみで完結するものではなく、地域全体で実施すべき対応である。このような状況から、最近では「院内感染対策」を「医療ケア関連感染対策」というようになってきた。幸いなことに、静岡県では「院内感染防止地域支援ネットワーク事業」が始動することとなった。これは県民が安心して医療を受けることができるためには院内感染対策が極めて重要であるとした事業である。静岡県では社団法人静岡県病院協会が県より委託を受け、①院内感染対策支援委員会の開催、②院内感染対策に関する知識の普及啓発、③相談窓口の設置、を実施している。今後もこのネットワークを最大限に活用することにより、来るべき新型インフルエンザへの対応を含めた感染対策を県全体で実践してゆきたい。

[Key Words]: 院内感染防止地域支援ネットワーク事業, 院内感染対策支援委員会, 感染対策地域支援相談システム

◆はじめに

静岡県では平成 15 年 12 月より「院内感染防止地域支援ネットワーク事業」が始まった。この事業は県民が安心して医療を受けることができるためには院内感染対策が極めて重要であるという考え方に基づいたものである。その目的は、地域(都道府県単位など)において、「専門家による相談窓口を設置して医療機関が日常的に相談できる体制を整備すること」「地域の医療機関の専門家などで構成する地域会議を開催して院内感染対策の支援体制を構築すること」である。

静岡県では社団法人静岡県病院協会が県より委託を受け、①院内感染対策支援委員会の開催、②院内感染対策に関する知識の普及啓発、③相談窓口の設置、を実施してきた。現在までの経過を報告する(表 1)。

◆1. 院内感染対策支援委員会の開催

院内感染対策支援委員会では院内感染対策を専門とする医師や看護師から 10 人の委員が選任され(静岡県は東西に延びている県であるため、地理的な状況を考慮して東部 3 人, 中部 3 人, 西部 4 人が選出された), 静岡県医療室および静岡県病院協

表1 事業実績

平成15年度

- ・第1回院内感染地域支援委員会(平成15年12月26日)
 - ① 院内感染モデル事業打ち合わせ会議報告
 - ② 事業趣旨説明
- ・第2回院内感染地域支援委員会(平成16年1月28日)
 - ① 今後の事業計画(マニュアル作成, セミナー企画, ホームページ開設など)
- ・第3回院内感染地域支援委員会(平成17年2月26日)
 - ① マニュアル原案説明
 - ② 今後の事業計画(特に, セミナー開催について)
- ・第4回院内感染地域支援委員会(平成17年3月22日)
 - ① マニュアル作成状況説明
 - ② ホームページ開設

平成16年度

- ・「病院感染対策マニュアル」配布(平成17年4月)
 - ① 3700部を県内病院に配布した
- ・第1回院内感染地域支援委員会(平成16年6月7日)
 - ① ホームページの開設について
 - ② 「病院感染対策マニュアル」配布について
- ・第2回院内感染地域支援委員会(平成16年12月22日)
 - ① 「感染対策支援セミナー」の開催について
 - ② 相談事例報告及び課題について
 - ③ ホームページの掲載内容の検討
- ・「感染対策支援セミナー」(平成17年3月5日)
 - ① 中小病院および高齢者施設職員を対象
 - ② 70施設150人参加
 - ③ セミナー内容
 - 講演1: 結核について
 - 講演2: インフルエンザについて
 - 講演3: MRSA感染症について
 - 講演4: 疥癬について
 - 講演5: 針刺しについて
 - ④ セミナーの内容については「静岡県病院協会会報第17号」に記載し, 1700部を作成・配布した。配布先は静岡県病院協会会員病院, 中小病院, 高齢者福祉施設などである。

平成17年度

- ・第1回院内感染地域支援委員会(平成17年6月8日)
 - ① セミナー開催計画
 - ② ホームページの運用

- ・第2回院内感染地域支援委員会(平成17年8月22日)
 - ① セミナー開催の具体的スケジュールや開催案内配布先決定

- ・「感染対策支援セミナー」(平成17年9月24日)
 - ① 152施設260人参加(病院関係70施設134人, 高齢者施設82施設126人)

② セミナー内容

- 講演1: インフルエンザについて
- 講演2: 結核について
- 講演3: ノロウイルスなど下痢性疾患について
- 講演4: MRSAについて
- 講演5: 血液曝露対策について
- 講演6: 疥癬について

- ③ セミナーの内容については「静岡県病院協会会報第18号」に記載し, 1700部を作成・配布した。配布先は県内病院186カ所, 県内高齢者施設235カ所(老人保健施設, 特別養護老人ホームなど)

- ・第3回院内感染地域支援委員会(平成17年12月6日)

- ① 新型インフルエンザ患者に対する医療提供体制について

- ・第4回院内感染地域支援委員会(平成18年3月7日)

- ① 18年度事業計画の検討について(セミナー開催など)
- ② ホームページアクセス回数は389件(平成18年3月31日現在)

平成18年度

- ・第1回院内感染地域支援委員会(平成18年9月11日)

- ① 感染対策支援セミナーについて

- ・「感染対策支援セミナー」【県中部】(平成18年10月15日)

セミナー内容

- 講演1: MRSAと緑膿菌について
- 講演2: 血液曝露対策について
- 講演3: カテーテル管理について
- 講演4: 尿路感染について

- ・「感染対策支援セミナー」【県東部】(平成18年11月12日)

- 講演1: 結核について
- 講演2: インフルエンザについて
- 講演3: 疥癬と白癬について
- 講演4: ノロウイルスについて

表2 感染予防対策マニュアル配布先

配布先	箇所数	配付部数	合計
会員病院	104	2~3	283
静岡県医師会(事務局)		32	32
郡市医師会	23		2720
非会員病院	78	2	156
介護老人保健施設	71	2	142
特別養護老人ホーム	129	1	129
自治体保健所	18	2	36
市町村保健センター	77	1	77
休日夜間救急センター	14	1	14
県庁医療室		10	10
結核予防会		1	1
予備			100
合計	514		3700

会からの委員も含めて12人体制となった。この委員会では不定期ではあるが会議が開催され、感染対策の啓発や相談などの事業や問題解決についての具体的な話し合いが行われている。例えば、新型インフルエンザ対策については静岡県医師会や静岡県へも助言をおこなっている。

◆ II . 院内感染対策に関する知識の普及啓発

院内感染対策に関する知識の普及啓発はもっとも重要な対策の一つである。静岡県民が安心して医療を受けるためには、県内すべての医療機関の感染対策を向上する必要がある。そのためには基盤となるマニュアルが必要であると考えた。そこで「病院感染予防対策マニュアル」を作成し、医療機関、医療・福祉関係団体に3700部を配付した(表2)。このマニュアルには標準予防策をはじめ、結核対策などすべての医療関連機関が熟知しておくべき対策が記載されている。

相談窓口を設置した場合にはさまざまな質問が寄せられることが予想される。それは全く基本的な質問から、高度な感染対策に関する質問まで幅広いものであろうと考えた。マニュアルの配布にて基本的な情報を提供すれば、県内の殆どの病院において適切な感染対策の基盤ができることになる。このよう

な状況になれば、相談窓口は難易度の高い質問(集団感染時の対応など)を中心に受け付けることができるようになる。

しかし、このようなマニュアル配布のみでは、継続的な啓発は困難である。そのため、定期的なセミナーを実施することとした。具体的には、「院内感染セミナー」を年1回開催し、各専門家によって重要な感染対策を解説することとなった。当然のことながら、質問コーナーも充実するというものである。

このようなセミナーを開催する場合にはターゲットをどこに置くのかということは重要である。大病院や大学病院にはICDやICNが活動しており、適切な感染対策が実施されている。しかし、中小病院ではマンパワー的に十分な感染対策の実施や情報収集が困難であると考えた。そのため、「院内感染セミナー」は特に中小病院を対象とした。第1回院内感染セミナー(平成17年3月5日開催)は県内の中小病院及び高齢者施設職員150人を対象として静岡市にて開催した。しかし、申し込みが280人であり、希望者全員が参加することはできなかった。そのため、第2回セミナー(平成17年9月24日開催)は会場を拡大したが、やはり聴講希望者が多く、すべての申し込み者が参加することは

相談窓口：静岡県病院協会
 電話・FAX：054-252-7107

相談受付時間
 FAX：24時間対応
 電話：月曜日・水曜日・金曜日の13：00～16：00

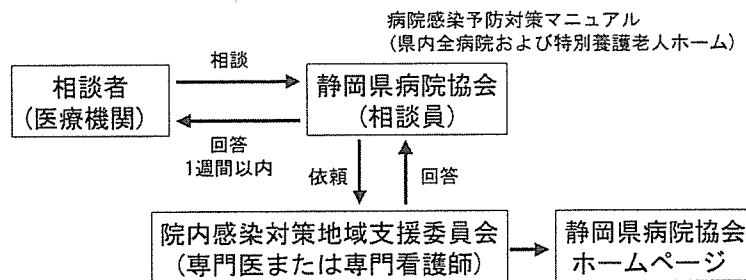


図1 感染対策地域支援相談システムの相談窓口

きなかった。そのため、平成18年度は2回実施することとし、もっと多くの方々の参加が可能になるようにした。

◆Ⅲ. 感染対策地域支援相談システム

県内の病院にて発生する感染対策についての疑問を解消し、適切な感染対策が迅速に実践できるようにするためには、相談窓口の充実が不可欠である。そのため、相談窓口は(社)静岡県病院協会(Tel, Fax 054-252-7107)とし、相談受付時間は電話では月曜日・水曜日・金曜日(祝日を除く)の13：00～16：00とした。Faxは24時間対応である。相談内容は図1に示すように相談窓口の相談員(看護師)を介して専門医に振り分けられるようにした。

実際には、相談窓口が質問を受けた場合には、相談員が質問内容を確認し、院内感染対策支援委員会のメンバーに質問を振り分ける。質問によっては複数の回答者が設定される。1つの質問に対して回答者の意見が異なることはあるが、この場合は感染対策は状況に合わせて変化させるべきであるというところから、複数の回答はそのまま質問者に戻すこととした。質問および回答については(社)静岡県病院

協会のホームページ[<http://www.shizuoka-bk.jp/>](図2～4)より閲覧可能である。

◆おわりに

感染症は一つの病院にとどまることはなく、病院から病院へ、町から町へ、県から県へ、そして国から国へと拡散してゆく。実際、MRSAやESBL(Extended-spectrum β -lactamase: 基質拡張型 β -ラクタマーゼ)のような耐性菌は病院のみならず、地域全体に汚染してゆく。そのため、「院内感染対策」は「医療ケア関連感染対策」といわれるように、地域全体で一丸となって推し進めてゆく必要がある。一つの病院にて感染症が発生した場合には、周囲の病院にまで波及してゆくため、地域全体における感染対策の向上は是非とも実施すべきものと考ええる。

幸いにも平成15年12月より「院内感染防止地域支援ネットワーク事業」が始まった。これは県民が安心して医療を受けることができるためには院内感染対策が極めて重要であるとした事業であるが、この事業によって得られることには二つある。一つは中小病院における感染対策の向上である。中小病院は大病院とは異なり、ICDやICNが勤務している



図2 静岡県病院協会ホームページ1

http://www.shizuoka-bk.jp/kansen_qa/kansen_menu2.html

◆ 院内感染相談窓口質疑応答集

更新情報

IE4以上、もしくはNetscape6以上で
ご覧ください

コンテンツ

● 結核

- 1 ツベルクリン反応の2段階法で、2回目をしなくてはいけない人の基準について
- 2 結核がはっきりしない時期の肺炎等で吸引する際の予防策について
- 3 採用時のツベルクリン反応で強陽性者が出た場合どうするのか
- 4 結核患者が発生した場合の対応について
- 5 結核で感染性が低い場合の空気感染対策について
- 6 結核疑いの場合の感染予防策について
- new** 7 老健に入所する方には検査をして受け入れるべきか
- new** 8 結核時の胃液採取で注意すること
- new** 9 微熱が続いたり、痰が多い患者さんに喀痰検査や胸部写真ほどの位で行うのか
- new** 10 職員のツベルクリン反応の2段階法実施への考えについて

図3 静岡県病院協会ホームページ2

ことはなく、感染対策の専門家はいない。どうしても感染対策の最新情報を得ることが遅れてしまう。このような状況では、そこに入院する県民の安全は確保されない。そのためには中小病院での感染対策の向上は不可欠となる。二つめはネットワークを通じて、各医療施設、行政、病院協会、医師会が互いに連絡をとりあうことが容易となることである。例えば、行政や静岡県医師会が新型インフルエンザ対策について協議する場合、「院内感染対策支援委員会」の意見を求めることが可能となる。すなわち、各医療施設にはICTが活動しているが、各県にもICT活動をおこなうことできる院内感染対策支援委員会が必要であると思われる。静岡県では、「院内感染防止地域支援ネットワーク事業」を今後も最大限に活用することにより、来るべき新型インフルエンザへの対応やSARSのような新興感染症への対応を県全体で充実できるようにしたい。

著者連絡先

矢野 邦夫 (Kunio YANO)
 県西部浜松医療センター 感染症
 科 科長
 〒432-8580 静岡県浜松市富塚
 328
 Tel : 053-453-7111 /
 Fax: 053-452-9217

<p>社団法人 静岡県病院協会</p>	<p>健康・安心・安全</p>
<p>Contents>></p> <ul style="list-style-type: none">● 病院協会 概要● 平成18年度 事業紹介● 事業実施案内● 静岡県版電子カルテ● 感染対策● 会員病院● 賛助会員● 医療関係リンク	<p>● 感染対策</p> <p style="text-align: right;">医療機関向け情報</p> <hr/> <p>● お知らせ・トピックスコーナー</p> <p>平成18年度「感染対策支援セミナー」を開催します。 第1回…平成18年10月15日(日) >>> 第1回セミナー開催案内はこちら (終了) 第2回…平成18年11月12日(日) >>> 第2回セミナー開催案内はこちら (終了) ※会場の都合により、参加者の調整にご協力くださいましてありがとうございました。</p>
<p>● Home</p>	<hr/>
<p>お知らせ(会員様のみ)</p>	<p>● 院内感染対策相談窓口質疑応答集</p> <p>当協会で設置している「院内感染相談窓口」で、平成16年度及び平成17年度分の相談事例を掲載しました。「感染対策支援セミナー」Q&Aも含まれます。 また、福祉施設からの質問もありますので、各施設の感染対策にお役立てください。 (2006.08.01 UP)</p> <p>>>> 院内感染相談窓口質疑応答集はこちら</p>
	<p>● 感染対策地域支援相談システム</p> <p>院内・施設内感染に関する相談システムのご案内です。 (対象: 医療機関・高齢者施設等)</p> <p>▶ 「感染対策」トップページへ戻る</p>
	<p style="text-align: center;">Copyright (C) 2004 社団法人 静岡県病院協会 All Rights Reserved.</p>

院内感染相談窓口質疑応答集

更新情報

- 2006.08.01 … 平成17年度に相談窓口寄せられた相談とアドバイスを掲載しました。
- 2006.06.21 … ①平成17年度「感染対策支援セミナー」質疑内容の公開
(協会会報第18号(2006.11発行)掲載分)
②コンテンツ追加(「下痢性疾患・感染性腸炎」)

コンテンツ

● 結核

- 1 ツベルクリン反応の2段階法で、2回目をしなくてはいけない人の基準について
- 2 結核がはっきりしない時期の肺炎等で吸引する際の予防策について
- 3 採用時のツベルクリン反応で強陽性者が出た場合どうするのか
- 4 結核患者が発生した場合の対応について
- 5 結核で感染性が低い場合の空気感染対策について
- 6 結核疑いの場合の感染予防策について
- 7 老健に入所する方には検査をして受け入れるべきか
- 8 結核時の胃液採取で注意すること
- 9 微熱が続いたり、痰が多い患者さんに喀痰検査や胸部写真は何の位で行うのか
- 10 職員のツベルクリン反応の2段階法実施への考えについて

▲ ページのトップへ戻る

● MRSA・緑膿菌

- 1 気切でMRSAや緑膿菌感染は、マスクをしてディールームに出てよいか
- 2 MRSAは常在菌に近い存在で、どの程度の接触予防策をするとよいか
- 3 接触感染策でガウン使用は、体やリネンに付着している菌は対象外か
- 4 接触感染と飛沫感染の、菌の動態での予防策について
- 5 MRSA陽性患者(保菌者)の外来通院時に特別な対応が必要か
- 6 痰からMRSAが検出されている患者の介護について
- 7 MRSA保菌者に対する対応について
- 8 MRSA患者に袖のないエプロン使用への疑問について
- 9 褥創でMRSAが検出されている方のオムツやガーゼ処理について
- 10 気切の慢性疾患患者に使用するサクシジョンチューブの取り扱いについて
- 11 職員は定期的に検査をすべきか
- 12 パクトラバンを使用する方法について
- 13 気切でMRSA感染患者の介助に袖のないエプロン使用について

● インフルエンザ

- 1 [インフルエンザ感染症で入院を受け入れた場合の対応について](#)
- 2 [インフルエンザワクチンの接種時期について](#)
- 3 [インフルエンザの予防接種について](#)
- 4 [インフルエンザの予防投与\(院内感染の場合\)について](#)

[▲ ページのトップへ戻る](#)

● 疥癬

- 1 [角化型疥癬のガウン使用期間について、使用後の処分方法について](#)
- 2 [疥癬の保菌者の場合、ダニを見つける方法がありますか](#)
- 3 [疥癬患者入院での環境整備について](#)
- 4 [症状が出ていなくても疥癬の治療をすることについて](#)
- 5 [疥癬の既往のある人について](#)
- 6 [疥癬患者の介護の際使用するエプロンについて](#)
- 7 [疥癬患者の入浴、清拭はどのようにしたらよいか](#)
- 8 [疥癬患者のリネンや衣服の対処について](#)
- 9 [疥癬患者に関わった職員に発疹が出た際、業務はどの程度まで制限するか](#)
- 10 [疥癬になった職員の就業について](#)
- 11 [ノルウェイ疥癬と診断された場合の隔離対策について](#)
- 12 [疥癬の患者に対する処置について](#)
- 13 [疥癬患者の入浴、清拭はどのようにしたらよいか](#)

● HBワクチン

- 1 [HBワクチン接種後の対応について](#)
- 2 [抗体価が上がらない人への対処について](#)
- 3 [HBVワクチン接種後の抗体検査について](#)
- 4 [HBVワクチンに対する低反応時の対処について](#)
- 5 [HBワクチンを何回か接種しても抗体がつかない職員に対しての対応について](#)
- 6 [針刺し事故\(HBV、HIV\)の対応について](#)

[▲ ページのトップへ戻る](#)

● 下痢性疾患・感染性腸炎

- 1 [偽膜性大腸炎患者の取り扱いについて](#)
- 2 [ノロウイルスで特に注意する予防策について](#)
- 3 [下痢をした時の食事について](#)

● 消毒

- 1 [ステリハイド使用をやめた場合、洗浄のみで中材に返却してよいか](#)
- 2 [消毒方法について](#)
- 3 [洗浄の時、水で落としきれない皮脂汚れに使う洗浄剤について](#)
- 4 [気切孔からの痰の吸引に使用するチューブの消毒・保管について](#)
- 5 [鼻腔・気切部に使用した吸引チューブの取り扱いについて](#)

[▲ ページのトップへ戻る](#)

● 廃棄物

- 1 [廃棄物の分類について](#)

● その他

- 1 [HCV抗体\(+\)の患者の唾液が職員の口に入った場合の対応について](#)
- 2 [白癬症の院内感染が発生した場合の対応について](#)
- 3 [サーベイランスの実際について](#)
- 4 [接触予防策におけるマスクの意味について](#)
- 5 [アイスレーションのガウンを使用していることについて](#)
- 6 [手術室での土足、ガウン不要の根拠・考え方について](#)
- 7 [針刺し事故対策の安全器具の導入について](#)
- 8 [バルンカテーテル留置中の「紫色に変色」する原因と対処方法について](#)
- 9 [県西部浜松医療センターで使用している家庭用住居洗剤について](#)

○上記以外のご質問等は、こちらへご相談ください。>>>[「感染対策地域支援相談システム」](#)

[▲ ページのトップへ戻る](#)

[🔍 「感染対策」トップページへ戻る](#)

Copyright (C) 2004 社団法人 静岡県病院協会 All Rights Reserved.

患者・入所者及び 家族等の方へ

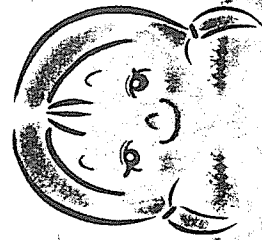
県では、患者・家族等と医療人・医療機関との信頼関係の構築と患者サービスの向上を目的に、医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談への助言や医療機関への情報提供を行うために相談窓口を設置しています。

静岡県医療安全相談窓口

- 開設場所 県庁医療室内
- 開設時間 月曜日～金曜日
(9:00～12:00及び
13:00～16:00)
*閉庁日休み

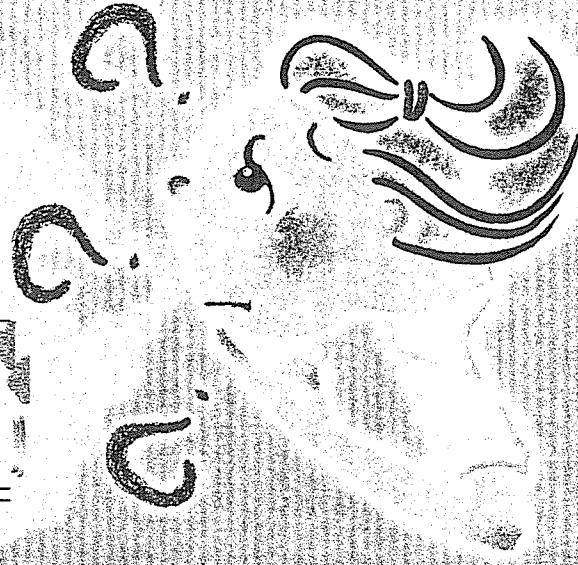
専用電話:054-221-2593

- 相談員 非常勤職員1名
(看護師資格有)
- 相談方法 電話、面談、手紙等



お気軽に
ご相談ください。

院内感染・施設内感染って なにか?



お問い合わせ

T420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県健康福祉部医療室

電話 054-221-2417

疾病対策室

電話 054-221-2441

介護保険室

電話 054-221-3256



静岡県健康福祉部医療室

院内感染・施設内感染

Q&A

Q① 院内感染、施設内感染とはどのようなものですか？

A① 病院や施設内で、入院、通院（入所、通所）を問わず、新たに感染症に罹患することです。職員が感染することも含まれます。

Q② 感染の原因となる細菌及びウイルスはどのようなものですか？

A② インフルエンザウイルスやノロウイルスなど感染力が強いウイルスに加え、結核菌のように感染、発症すると重篤な症状を呈するものなど様々です。その他、セラチア等の弱毒の常在菌（普通の人でも保有している菌）が感染源になるものもあります。近年では、通常用いられる抗生物質が効きにくいMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）やVRE（バンコマイシン耐性腸球菌）等及び高齢者施設における疥癬（ダニの一種）も問題になっていきます。

Q③ なぜ、病院や施設において特別な注意が必要なのですか？

A③ 病院や施設には、免疫状態や抵抗力が下がっている患者さんや、お年寄りや小さなお子さん、感染になりやすいからです。

Q④ 院内感染・施設内感染が発生した場合、病院や施設ではどのような対応をされるのですか？

A④ 病院では、感染が確認された患者さんには、別の部屋に移って頂く場合があります。また、施設では、感染が疑われる方には医療機関を受診して頂くこともあります。あわせて、病院、施設ともに感染原因の調査や消毒を行います。

Q⑤ まだ発症していないのに、菌やウイルスを保有しているだけで隔離されることはありますか？

A⑤ 特別な場合を除き、菌やウイルスを保有しているだけで隔離されることはありません。

Q⑥ 入院患者及び施設入所者に面会したい場合、どのようにすればいいですか？

A⑥ 部屋に入るときや部屋から出るときには手洗いやアルコールによる手指消毒をしていただきます。また、状況によっては、マスクやカウンを着用して頂くこともあります。

Q⑦ 病院や施設から面会を断られたのですが？

A⑦ インフルエンザウイルスやノロウイルスなどの病原体は、私たちの回りに広がっています。したがって、これらが流行する時期には、外部からウイルスや細菌が持ち込まれないために、咳や下痢などの症状が出ていない方の面会をお断りする場合があります。

Q⑧ 院内感染・施設内感染防止のために病院・施設ではどのような対策をしていますか？

A⑧ 日頃より、入院、入所者の健康状態のチェックや、着衣などの身の回りの衛生管理に加え、施設内の清潔保持、医療や看護、介護処置における清潔操作などに注意を払っています。また、感染対策マニュアルの配備や対策会議の開催など、感染を未然に防ぐ対応を徹底しています。

Q⑨ 県では、院内感染・施設内感染防止のため、病院・施設管理者及び従事者に対してどのような支援をしていますか？

A⑨ 県では、様々な感染対策を行っています。そのひとつとして、「感染対策地域支援相談窓口」を社団法人静岡県病院協会内に開設しています。この相談窓口では、院内感染・施設内感染の予防策や感染被害発生時の拡大防止について、病院・施設管理者及び従事者からの相談に対して助言をしています。

5) 富山県

院内感染地域支援ネットワーク活動状況

1. 設置（委託）場所：富山大学附属病院感染症治療部
2. 相談形式：E-mail, FAX。
3. 相談業務の開始時期：2005年2月
4. 窓口業務時間、窓口担当の有無、専任がいるか（いる場合、その職種）：
E-mail, FAX は24時間対応 電話は9-17時
窓口事務：専任(パート) 1名 ゑん
相談担当(電話への回答)：兼任 1名 ー感染症医
5. 相談対応者（相談員）の数と所属：20名程度 大学、県下病院、衛生研究所、の医師、看護師、薬剤師、検査技師など
6. これまでの相談件数、主な内容：
(H18.4.1～の実績)
医療機器・器材の消毒 3
抗菌薬の使い方 0
ガイドライン・標準予防策 1
感染症検査の解釈 1
針刺し事故 2
病原体毎の感染性 2
感染性廃棄物 0
院内感染対策全般 4
その他 5 合計18件
7. 相談対象施設の種類と件数：不明(電話での匿名の質問へも回答しているため)
8. その他の活動に関して（講習会などできるだけ具体的に）：
講演会、 県下の講演会・講習会の紹介、 感染症迅速キットの紹介、
要望に応じて病院訪問・ラウンド など

9. 相談件数を大幅に増やす対策に関するご意見

常に情報を発信し続けて連絡を密にすること。

行政や個別組織(病院)との独立性を明らかにすること。

匿名性の確保。

迅速でニーズにあった回答をしていること。

10. 本年度予算、来年度予算規模

平成 18 年度：院内感染対策協議会事業全体：2,600 千円

うち、ネットワーク相談事業：1,000 千円（国補助 946 千円×1/2）

平成 19 年度（案）：院内感染対策協議会事業全体：2,203 千円

うち、ネットワーク相談事業：946 千円（国補助 1/2）

11. その他ネットワークに関する希望やご意見

12. 事業化に向けて必要と思われる事項を箇条書きでご記入下さい。

- 1) 予算措置
- 2) 自由な活動基盤(NPO 化など)
- 3) 人材の確保
- 4) 情報発信のための情報、の提供
- 5) 相談に対応する側の全国ネットワーク化

院内感染地域支援ネットワーク事業概要

1 富山県院内感染対策協議会の設置

関係機関からなる協議会を設置し、院内感染事例評価や意見交換等、院内感染の全県的なネットワークの構築を図る。

- (1) 構成：県内病院、有床診療所、県厚生センター、衛生研究所等
- (2) 事務局：富山県厚生部医務課内

2 相談窓口の設置・運営

- (1) 設置場所 富山大学付属病院感染症治療部
- (2) 相談形式 E-mail、FAX（電話でも回答）
- (3) 相談対応者 20名程度（大学・県下病院・衛生研究所の医師、看護師等）

3 情報提供体制の充実

ホームページを開設し、関係者への情報提供及び双方向性の情報交換を推進するための基盤の整備・充実を図る。

4 研修会の実施

- (1) 富山県院内感染対策担当者（TICS）養成研修

※TICS：Toyama Infection Control Specialist

- ・院内感染の専門家による研修、実地指導等により、医療機関において中心的な役割を果たす感染対応能力の高い専門員を養成する。
- ・保健所の感染省担当者についても同研修会に参加し、院内感染対策支援能力を向上させるとともに、担当者レベルでの病院との連携を強化する。

- (2) 特別研修会

- ・外部講師による特別研修会の開催

6) 岐阜県